

全農林第57回定期大会委員長あいさつ

2011年7月14日

第57回定期大会にご参集いただきました、代議員並びに大会構成員そして傍聴者の皆さん、大変ご苦勞様さまです。

また、公私ともご多忙の中、本大会に激励のために駆けつけていただきました、鹿野農林水産大臣、国公総連全財務・大谷委員長、林野労組・松永副委員長、山根民主党企業団体対策委員長、福島社民党党首をはじめ、各来賓の皆様に大会構成員を代表して御礼を申し上げます。日頃のご支援に感謝を申し上げ、引き続きご指導を賜りますようお願い申し上げます。

さて、3月11日に東日本大震災が発生して4ヶ月を経過いたしました。巨大地震と津波被害によって、多くの尊い命が失われ、今なお行方不明者の搜索が続き、多くの被災者の皆さんが依然、避難所での生活を余儀なくされています。災害で犠牲になられた皆様とご家族の皆様に心から哀悼の意を表し、困難な生活を強いられている被災者の皆様にお見舞いを申し上げます。また、地震と津波によって発生した福島第一原発の事故は、放射性物質が大量に拡散して最悪の事態に陥っています。避難を余儀なくされている皆様をはじめ、放射能汚染によって深刻な事態に直面している関係者の皆様にも重ねてお見舞いを申し上げます次第です。

この未曾有の災害や原発事故に対して、私たち全農林も組織をあげて復旧・復興に取り組んできましたが、本大会を契機に更に力を尽くすことを全体で確認したいと思います。この思いを持って、第57回定期大会の開会にあたりまして、中央執行委員会を代表して主要な課題について所見を申し上げ、開会のあいさつといたします。

第1は東日本大震災からの復旧・復興と政治や私たちの果たすべき役割についてです。

東日本大震災の犠牲者は2万人を超え、まさに未曾有の災害になりました。あわせて、記録的な津波によって、家財や生産施設が一瞬のうちに失われ、営々として築き上げてきた農地なども津波に洗われ作付け再開のメドさえたない農家が多数存在しています。また、福島における原発事故は炉心溶融が現実のものとなり、放射性物質を大気や海に大量に拡散させ、原発事故のなかでも最悪の事態に直面しています。

私たちは戦後、経済の発展と同時に科学や技術の進歩によって、自然はコントロール可能なものであり、経済と技術の力で安全で豊かな生活が築ける、との過信とも言える観念に陥ってきたのではないのでしょうか。この幻想は阪神淡路の大震災によって打ち砕かれ、そして、今回の東日本大震災によって自然の力・脅威を改めて思い知らされる結果となっています。これから被災地や日本の再生が本格化しますが、今後のエネルギー政策を含め、「自然との共生や技術の限界」などを教訓にして、今後の対応にあたるのが極めて大切だと思います。

さて、現実の復旧・復興は国と被災地との密接な連携によってのみ可能となるものです。しかし、政治の現実を見た時、大きな不安を感じざるを得ません。現在の政治状況は与野党の対立のみならず、与党においても菅総理の退陣を巡って混迷を続けています。こうした状況に、被災地はもとより多くの国民も「肝心なときに政治は一体何をしている」との感情が渦巻いていると思います。政府・民主党は早急にこの混迷に区切りをつけて、大震

災対策と原発事故の収束に集中することが必要です。一昨年夏の政権交代は日本の民主主義を発展させて行く上で、限りなく大きな意味を持っていたはずですが。たった2年にして、どうして党内の団結が壊れるのか。一刻も早く亀裂を修復して以後の政権運営に全力を傾注していただきたいと思います。

原発事故は想像を超えて悲惨な状況を呈しています。同時に、この事故は私たちに多くの警鐘を与えています。私たち全農林は従前から例え平和利用であっても「核と人類は共存できない」ことを訴えてきました。今回の原発事故を現実として見るにつけ、ますます、この思いを強くするものです。これを契機として「脱原発社会」の構築に全力をあげなければなりません。政府においても今後、新たなエネルギー政策の検討が進むこととなります。また、連合においても同様に検討が開始されます。私たちは今後とも反原発の運動を強化するとともに、政府や連合で再検討されるエネルギー政策の論議に積極的に参加していくことといたします。

第2は労働基本権の回復を通して、私たち自らの力で労働条件を決することです。

私たちは、一昨年9月の民主党政権発足以降、労働三権の完全回復を求めて政府・与党と交渉・協議を続けてまいりました。そして、いよいよ基本権回復が現実のものとなっています。政府は6月3日、「公務員制度改革関連4法案」を閣議決定し、同日、国会に提出しました。4法案は非現業国家公務員への労働基本権の付与と、それに伴う人事院勧告制度の廃止。賃金・労働条件について団体交渉を実施する当局としての公務員庁の設置など自律的労使関係制度の確立のほか、幹部職員人事の一元化や退職管理の一層の適正化などを内容としています。

この法案が成立すれば、政府と労働組合が団体交渉によって、賃金・労働条件を決定する「本来あるべき姿」が実現することになります。しかし、最大の課題であった争議権は、激しい論争の上で「今後検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」と整理せざるを得ませんでした。争議権の代償は中央労働委員会の調停・仲裁に依拠する制度設計となっており、いずれ生まれ出てくる新たな労使関係制度は、「小さな子ども」とも形容できる仕組みでもあります。この制度改革を「たくましく、大きく」育て上げることが、私たちの中期的な課題であることを自覚しなければなりません。そして、この新たな仕組みを育てる力は、ひとえに労働組合の主体的な力量に懸かっているものと思います。改革4法案の早期成立を図り、2013年4月からの団体交渉開始に向けて体制整備に全力をあげることにいたします。

さて、5月に政府と国家公務員給与の削減交渉を実施し、5月23日には2014年3月までを期限とする平均7.8%の給与減額について受入を表明しました。この背景には民主党政権による国家公務員総人件費の2割削減があり、3.11の東日本大震災以降は、復興財源の要素も加わり厳しい判断が求められていました。菅政権は今回の交渉入りに際して、「現行制度下においては、極めて異例。新たな労使関係制度を先取りした」交渉であることを明確にしてきました。これに対して私たちは、「現行制度を運動論において乗り越える」ものと位置付け、実質的な労使交渉で決着をつける覚悟で交渉に臨んできたものです。

4回にわたる交渉で、削減される給与原資が大震災の復興財源として活用されること。政権公約の2割削減方針を実質的に凍結・排除させたこと。公務員制度改革法案との同時成立を確約させたこと、など総体的には私たちの主張を押し込みましたが、組合員の生活

防衛の観点からは問題を残す結果になっています。私はこの交渉において公務員連絡会、国公連合の代表として責任者を務め最終判断を下しました。今後、様々な評価を受けることになると思いますが、この交渉と決断について今後とも説明責任を果たしていく所存です。

6月3日、給与削減に係る特例法案が閣議決定されましたが、独法については、このなかで「自律的・自主的な労使関係のなかで、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な措置を講ずるよう要請する」との決定がなされています。今後、各法人においては特例法案の動向を踏まえつつ、検討が行われることと思います。公務員連絡会・全農林としては財政当局との対応も強化しながら、法人との労使関係性において対処することが必要となっています。

第3は農政改革への対応や組織・機構の抜本的な見直しから雇用を守ることです。

民主党政権発足以降、農政の大転換が進められています。2010年度からモデル事業としてコメを対象にスタートした戸別所得補償制度は農業者からも評価され、11年度からは対象を畑作や水産にも拡大して、本格的な直接支払い制度が開始されています。新政権による農政は、昨年の基本計画の改定、6次産業化法や木材法の成立、米の備蓄制度の改革、今月から完全施行された米トレの実施など疲弊する生産現場や、安全・安心の確保など川上から川下まで大胆な改革が進められています。

これらの改革はWTOの国際規律のなかで、日本の農林水産業の再生と発展を模索するものであり、私たちにとっても高く評価できるものです。野党から「ばらまき」などと批判されていますが、こうした批判は全く的是ずれであり、直接支払い制度が法的にも担保され、安定的な制度として運用されることを求めるものです。この改革や政策展開に対しては、私たちも本省と地方が一体となった取組を展開しているところであり、引き続きこの役割を担っていくことが重要です。一方、安定して効率的な生産を継続するためには、生産基盤の一層の整備が不可欠であります。大きく削減された基盤整備をはじめとする公共事業予算について、必要な予算が確保されるよう政府・与党に求めているかなければなりません。

T P P交渉への参加問題は、東日本大震災の発生により一時的に検討が中断されていましたが、政府の一部や財界から、この交渉への早期参加を求める発言が続いています。T P Pについては、私たち全農林もパンフレットを発行するなど、その危険性を機会あるごとに訴えてきました。T P Pの枠組みは日本の農林水産業を破壊するばかりか、経済・社会のあらゆる分野に悪影響を及ぼすこととなります。今後とも「T P Pを考える国民会議」や平和フォーラムに結集して、交渉参加反対の取組を進めることといたします。

組織・機構の改革では、農林水産省設置法の改正、地方分権改革の検討、独立行政法人の抜本改革などが私たちの雇用や労働条件に不安を与えています。農林水産省設置法は6月8日に成立し、9月からの施行も想定されています。本省や地方農政局の改編をはじめ、地方農政事務所を地域センターに改組する大幅な組織改正になります。とくに、農政局と地域センターの改編においては、全国規模での要員の再配置が求められています。これに対しては、労使交渉でルールを整備し、本人の意向を尊重しながら異動に対応し、円滑な業務運営を確保しなければなりません。すでに労使間意見交換会において論議を開始していますが、今後、地本・分会とも連携して対応策を確立することといたします。

地方分権改革も昨年 12 月の「アクションプラン」の決定を踏まえて、震災後今月 7 日に再開された、地域主権戦略会議から具体的な検討が開始されています。出先機関の改革では、関西や九州の広域連合から地方整備局や経済産業局、地方環境事務所の地方移管が求められています。また、これに対応するため「人材調整準備会合」の設置や来年度に向けた一括交付金のあり方、個別事業の地方移管などが年内から年度内を山場にして動くこととなります。公共サービスの維持・拡充を基本にして、公務労協・公務員連絡会を足場に誤りのない対応が求められています。

独法については、本年 4 月から第 3 期中期目標期間への移行が行われました。行政刷新会議の動きや大震災の発生があり、各法人とは年度末ぎりぎりまでの対応を余儀なくされましたが、本部・地本・分会の連携で概ね円滑に対処できたものと思います。今後の課題は、昨年 11 月の「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき検討が進められる、独法の制度・組織の見直しに係る「第 2 段階」の改革、研究開発法人の機能強化に関する改革となります。この見直しは 6 月から本格的な作業が再開されています。全農林としては、引き続き事務・事業と組織の継続を通じて、組合員の雇用と労働条件を維持するよう対応することとします。

第 4 は組織の強化・拡大を図ることです。

全農林の組織と運動を巡っては、2009 年に発生した一連の問題について、昨年の大会において総括を行い一定の区切りをつけてまいりました。「道半ば」とした昨年の大会確認に基づき、各級役員を先頭に全組合員が全農林運動の強化に邁進していただいたことに心より敬意と感謝を申し上げます。この一年間の取組で組織と運動の再生は更に前進したことを本大会で確認したいと思います。

一方、現実の課題として、日常の活動には依然、多くの困難を抱えていることも否定できません。組織財政検討委員会ではこの一年間、こうした現実を踏まえて、今後の組織と財政のあり方について検討を進めてまいりました。多くの検討を重ねた結果、依然、克服すべき課題を残していることから、新しい組織体制への移行を 2 年間先延ばしし、2014 年を移行年度とすることとし、本大会に提案しています。この一年間の運動の総括とあわせて十分な論議・検討をお願いいたします。

第 2 の課題でも申し上げたとおり、協約締結権の回復により公務の労使関係も大きく変化する時代に入ります。まさに、「労使の力関係」で賃金をはじめとする労働条件が決定されることとなります。あらためて言うまでもなく、その力は今日までの全農林運動で培ってきた闘争力と高い組織率にあります。

本大会の論議を通じて、全農林の使命と役割を再確認して、引き続き組織の強化・拡大に奮闘していただくよう要請いたします。

政権交代後 2 年を迎えるなかで、政治情勢も混迷していますが、こうした情勢だからこそ組合員の利益を守り、日本の経済・社会の発展に寄与するために更に奮闘しなければなりません。

真摯な論議を通して、向こう一年間の運動方針を確立していただくようお願い申し上げ、開会のあいさつといたします。

以 上